

広陵町告示第 1 号

旧広陵町水道局跡地解体工事に伴う工事請負契約について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告します。

令和2年4月21日

広陵町長 山村吉由

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 番 号 第 1 号
- (2) 工 事 名 旧広陵町水道局跡地解体工事
- (3) 工 事 場 所 広陵町大字南郷地内
- (4) 予 定 価 格 (税 抜) 92,240,000円
- (5) 最 低 制 限 価 格 (税 抜) 83,016,000円
- (6) 工 事 概 要

解体工事

事務所棟 (RC造)	252 m ²
揚水ポンプ室 (RC造)	72 m ²
薬注機室 (RC造)	140 m ²
沈殿池	2池
杭撤去 (PHC他) φ300 (L=5.0～14.0m)	62本
その他水道施設	一式

- (7) 工 期 着工日から
令和3年1月29日まで
- (8) 入 札 方 法
ア 郵便による入札

イ 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による入札

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

広陵町建設工事等競争入札参加資格を有する業者であって、次に掲げる条件をすべて満たしている者のみが、この工事の競争入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認時点及びそれより以後入札執行日までの間において、広陵町の請負契約に係る入札参加停止措置要領（以下「要領」という。）による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条の規定による建築工事業の特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 奈良県内に法第3条第1項に規定する本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 建設業法に規定する経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における建築一式工事についての総合評定値（P）が900点以上のもの（ただし、経営事項審査の審査基準日が3の（2）における競争入札参加資格確認申請書の受付日前の、直近のもの。）。
- (6) 過去15年以内（平成17年4月1日～令和2年3月31日）に国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した鉄筋コンクリート造りの建築物の解体工事で、元請として完成、引渡しが完了した1件の工事で延べ床面積200㎡以上の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

※ 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）第2条及び同施行令第1条に定める法人、又は前身の組織及び団体（当該事実が広陵町で確認できるものに限り、）を公共法人とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号（別表第1）に定める法人をいいます。以下同じ。

- (7) 次の基準を満たす監理技術者を、この工事を行う期間中専任で1名配置で

きる業者であること。

ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

イ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者

ウ 過去15年以内（平成17年4月1日～令和2年3月31日）に国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した鉄筋コンクリート造りの建築物の解体工事で、元請として完成、引渡しが完了した1件の工事で延べ床面積200㎡以上の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。

エ 入札の申込みのあった日以前に3月以上の雇用関係にある者

(8) この入札に係る次の設計業務の委託者と資本、又は人事面において関連がある者でないこと。

○ 社名：株式会社URリンケージ 西日本支社

○ 所在地：大阪府大阪市城見1丁目2番27号

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(10) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(11) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立

てがなされなかった者とみなす。

- (12) 広陵町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年3月広陵町告示第66号）別表に掲げる措置要件の1から6までのいずれかに該当する者でないこと。

3 入札参加申込書及び競争入札参加資格確認申請書の受付

入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出及び、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出が必要です。

(1) 申込書及び申請書等の様式の配布

申込書及び申請書等の提出は、別に定める様式によるものとし、その様式を次のように配付します。

ア 配布日

令和2年4月21日（火）から5月8日（金）（土・日祝日を除く。）

まで

イ 配布時間

午前9時から午後4時まで

ウ 配布場所

広陵町大字南郷583番地1

広陵町総務部 総務課 入札係（広陵町役場2階）

エ その他

広陵町ホームページからもダウンロード可能

(2) 申込書及び申請書等の受付

ア 受付日

令和2年4月28日（火）から5月11日（月）（土・日祝日を除く。）

まで

イ 受付時間

午前9時から午後4時まで

ウ 受付場所

広陵町大字南郷 5 8 3 番地 1

広陵町総務部 総務課 入札係（広陵町役場 2 階）

エ 申込書及び申請書等の提出は、郵送又は持参した場合に限り受付します。

提出部数は、1 部とします。

※郵送の場合は、「一般書留郵便」に限ります。

(3) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認の結果については、令和 2 年 5 月 1 9 日（火）に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、5 月 2 2 日（金）午前 1 0 時から正午までに、その旨を記載した書面を広陵町役場総務課まで郵送又は持参してください。その回答は、5 月 2 6 日（火）午 1 0 時から広陵町役場総務課で行います。

4 設計図書等の貸与

(1) 設計図書等の貸与

希望者に対し、「入札者心得、図面、仕様書、その他関係書類」（以下「設計図書等」という。）を貸与します。

(2) 設計図書等の質問については、質問の有無にかかわらず、その旨を記載した書面を電子メール（F A X 不可）にて次のとおり、送信してください。

ア 送信日時

令和 2 年 5 月 2 2 日（金）正午まで

イ 質疑書の送信先

上下水道施設課

E-mail suidoukoumuka@town.nara-koryo.lg.jp

ウ 質疑書は任意様式としますが、宛先を「広陵町長 山村 吉由」とし、「旧広陵町水道局跡地解体工事に関する質疑」と明記してください。

エ 電子メール送信後、確認の電話を上下水道施設課へお願いします。

電話 0745-55-2234 内線 (1512)

- (3) 前記(2)の質問に対しては、すべての入札参加者に対し、令和2年6月1日(月)午後5時までに電子メールにて回答します。

5 総合評価に関する事項

- (1) 施工計画等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には以下のとおりです。

ア 施工計画

- (ア) 施工管理 (12点)

(評価内容)

施工箇所周辺には住宅地、工場及び農地があることから、施工時の周辺環境への負荷(騒音・粉塵)を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。

イ 企業の施工実績等

- (ア) 企業の施工実績(表彰)(1点)

- (イ) ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(1点)

- (ウ) 配置予定技術者の能力(2点)

同種工事の施工経験

同種工事：建築物の構造が鉄筋コンクリート造りで延べ床面積が200㎡以上の建築物の解体工事(1契約で複数の建築物がある場合はその合計とする。)

- (エ) 地域精通度(2点)

本店の所在地

地域内工事の実績

- (オ) 社会貢献・地域貢献(1点)

(2) 評価の基準

評価基準、配点は別紙-1「旧広陵町水道局跡地解体工事落札決定基準」のとおり。

(3) 総合評価の方法

ア 入札参加者の「標準点」を100点とし、技術提案による「加算点」の最高点を19点として評価するものとします。

イ 「加算点」は、下記(ア)及び(イ)の評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

(ア) 施工計画

(イ) 企業の施工実績等

ウ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行い、10に定めるところにより落札者を決定します。

6 技術提案書の内容確認

この工事の入札に参加しようとする者は広陵町長が定める様式により適切な施工計画を立案し、施工計画及び企業の施工能力等についての内容を示した技術提案書及び添付書類（以下「技術提案書等」という。）を町長に提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者、又は提出書類に不足がある者は、本入札に参加することができません。

(1) 技術提案書の提出

ア 提出期限

令和2年6月4日（木） 午後4時まで

イ 提出場所

広陵町大字南郷583番地1

広陵町 上下水道施設課（広陵町役場2階）

ウ 提出部数

各1部

エ 提出方法

郵送又は持参した場合に限り受付します。

※郵送の場合は、「一般書留郵便」に限ります。

7 入札の方法

- (1) 郵便による入札（一般書留郵便に限る。）とします。
- (2) 宛先は、〒635-8515 広陵町大字南郷583番地1
広陵町役場 総務課長 宛
- (3) 入札書の到着期限 令和2年6月26日（金）午後5時00分まで
- (4) 開札日時 令和2年6月29日（月）午前10時00分
- (5) 開札場所 広陵町役場 3階 第一会議室
- (6) 入札回数は、1回とします。
- (7) 開札立会人 入札参加者から選定し、開札の立会いを依頼します。

8 最低制限価格

最低制限価格を設定します。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札者心得に違反した入札は、無効とします。

10 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格（税抜）以下であり、かつ最低制限価格（税抜）以上の範囲で、技術提案書の内容が適正である者のうち、5の(3)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とします。

なお、落札者の決定については、令第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見聴取及び総合評価審査委員会の議を経て、決定します。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きを行い落札候補者を決定するものとします。

(3) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。また、選定された立会人以外の入札参加者が、当該開札への立会いを希望した場合には、当該入札参加者の立会いを認めるものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立会わせてこれを行う場合があります。

11 落札者を決定したときは、落札者に電話で当該入札結果を連絡します。

12 入札結果等の公表

入札結果については、開札の翌日に広陵町役場 1 階の掲示板において、掲示方式により公表します。

13 入札保証金及び契約保証金

広陵町契約規則（平成 16 年 12 月広陵町規則第 4 号）に定めるところによります。

14 本入札の成立

入札参加者が 1 者の場合でも有効とします。

15 契約、着工の条件

本工事用地は、工場用地としてすでに売却されていますが、令和 2 年 7 月開催予定の奈良県開発審査会での審議で、この工場建設の開発行為が了承されなかった場合は、契約を解除又は、工期を延長することがあります。また、現場での工事開始は、本開発審査会での了承後にお願いします。

16 その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止については、国土交通省から通知されているところですが、本町においても国土交通省と同様の取扱とします。

17 現地見学会

現地確認を希望する場合は、5月11日（申請書締切日）までに以下の連絡先に連絡し、日程調整を行ってください。

上下水道施設課

（Tel 0 7 4 5 - 5 5 - 2 2 3 4 内線 1 5 1 2）

18 問い合わせ先

- (1) 入札手続きに関する書類の問い合わせ先

広陵町役場総務部総務課

（Tel 0 7 4 5 - 5 5 - 1 0 0 1 内線 1 2 3 4）

- (2) 総合評価に関する書類の問い合わせ先

上下水道施設整備課

（Tel 0 7 4 5 - 5 5 - 2 2 3 4 内線 1 5 1 2）